

# 農業共同経営の分析(上)

綿谷 赴夫

- 一 昨日の自立経営から共同経営へ
- 二 共同経営の組織形式
- 三 建設過渡期の経営内容(以上本号)
- 四 経営内容の孤立と組織形式との矛盾
- 五 共同経営から明日の自立経営へ

## 一 昨日の自立経営から共同経営へ

まずこの小論の対象になっている農業共同経営の概念内容を明らかにしておこう。農林漁業基本問題調査会が昭和三五年に答申した『農業の基本問題と基本対策』を読むと、協業組織と協業経営とを区分したうえで、後者を「畜産、果樹作、稲作など少なくとも農業経営の一独立部門の全生産行程の協業による経営であって、それしたいとして農業経営体であるもの」と定義している。この協業経営がここという共同経営である。ただこの定義では、協業経営とは結局のところ協業による経営であるというだけで、同義反覆を多く出ていないから、私なりにもうすこし内容を掘り下げてみよう。

第一表は、農業生産過程における各種生産要素の投入主体の違いによって共同化の類型区分を行なったものであ

第1表 生産過程共同化の10類型とその指標

| 類 型              | 指 標                 | 栽培(飼育)管理<br>様式の決定 |               | 労働力の投入         |             | 労働手段の投入   |       | 農地(参考) |       | 農業共同経営の分析<br>(1) |
|------------------|---------------------|-------------------|---------------|----------------|-------------|-----------|-------|--------|-------|------------------|
|                  |                     | 全生産部門<br>全過程      | 特定生産部門<br>全過程 | 特定生産部門<br>部分過程 | 全農家作業<br>参加 | 専従者<br>中心 | 農家の投入 | 労働者の投入 | 農地の投入 |                  |
| 協<br>業<br>組<br>織 | 1. 共同作業型            |                   |               |                | ○           |           |       |        |       |                  |
|                  | 2. 共同利用型            |                   |               |                |             |           | ○     |        |       |                  |
|                  | 3. 共同施設による<br>共同作業型 |                   |               |                | ○           |           | ○     |        |       |                  |
|                  | 4. 組合請負<br>作業型      |                   |               |                |             | ○         | ○     |        |       |                  |
|                  | 5. 管理協定型            |                   | ○             |                |             |           |       |        |       |                  |
|                  | 6. センター式団<br>地共同型   |                   | ○             |                |             | ○         | ○     |        |       |                  |
|                  | 7. 分割制共同<br>農場型     |                   | ○             |                |             | ○         | ○     |        | ○     |                  |
|                  | 8. 農部共同<br>経営型      |                   |               | ○              |             | ○         | ○     | ○      | ○     |                  |
|                  | 9. 部門共同<br>経営型      |                   | ○             |                |             | ○         | ○     | ○      | ○     |                  |
|                  | 10. 全面共同<br>経営型     | ○                 |               |                |             | ○         | ○     | ○      | ○     |                  |

- 備考 1. ○印は、これか付いている各指標のばあいには農家集団が参加個別農家に代  
って主体になっていることを示す。もちろん範囲が全生産部門の全過程に及  
ぶか、特定生産部門の全過程または部分過程に限られるかの違いがある。
2. 各指標はもっぱら生産過程の範囲内でとり、生産要素の調達や流通過程の  
利益分配の面における指標は除外してある。
3. 協業組織、協業経営の区分は農林漁業基本問題調査会答申によるものであ  
る。
4. センター式団地共同型のばあいの「専従者中心」「労働手段の投入」の欄  
に○印か付いているか、これはセンター（たとえば農協）で担当している部  
分過程に限る。なおこの型の指標はかならずしも一定しない。
5. 共同作業型の労働力投入は「全農家作業参加」か一般的であるか、「専  
従者中心」に移行することもあり、このときは組合請負作業型の一型となる。  
共同経営型も「専従者中心」のものに純化したばあいは、組合請負経営型と  
てもいうべき型になる。

る。この表で協業組織と協業経営だけをとって定義するならば、協業組織——たゞし部分共同経営型を除く——は、農家集団が参加した個別農家に代つて労働力の投入、労働手段の投入、管理様式の決定、以上のすくなくとも一つを行なうものであり、協業経営は、以上の全部のほかに労働対象（農地をふくむ）の投入をも併せ行なうものである。このほあい、生産物は協業組織では個別農家に帰属するが、協業経営では農家集団に帰属する。

この定義から協業経営、ここである共同経営にとつて二つの問題領域が派生してくる。ひとつは共同経営を生産力の面でみたほあいの経営内容である。共同経営では、たんに労働力や労働手段の投入、管理様式の決定のみならず、労働対象の投入と生産物の帰属までが共同化されるから、生産力の面で次の機能を完遂することが可能になる。(一)大規模な労働手段と分業および協業、これらと結びついた高度な栽培（飼育）技術、以上を内容とする大規模生産の技術体系Ⅱ農法を導入する前提としての、労働対象すなわち農作物の作付や家畜飼育の規模拡大。(二)この大規模生産の技術体系Ⅱ農法をいちはん効率的ならしめるための、労働対象の質の標準化、たとえば農作物・家畜の品種統一や集団地区における作付順序の統一、経営組織の専門化。(三)大規模生産の技術体系Ⅱ農法を確立するまでの過渡期、あるいは大規模でなくとも経験のない新規の作（畜）目や栽培（飼育）技術を導入した過渡期において予想される危険の分散。以上三つの機能が現在の共同経営でどのように実現されているかが、まず問題になる。

他のひとつは、共同経営を生産関係の面でみたほあいの組織形式である。共同経営ではすべての生産要素の投入が集団を主体にしているから、それに先行してこれらの生産要素を労働力出役、出資、土地提供の形で各構成員から調達しなければならないし、生産物は集団に帰属するから、その粗収益から費用を差引いた残りを利益として各構成員に分配しなければならない。この生産要素調達の方式と利益分配の方式とは、たがいに結びついて共同経営

の組織形式を形作るものであるか、これが現在の共同経営で具体的にどうなっているかが問題である。

このように共同経営の現状は、生産力の面でみた経営内容と生産関係の面でみた組織形式との両方から分析しなければならぬ。そのさい両方の関係は、靜態的には経営内容の一定の状態にたいして組織形式の一定の状態が適應するかたちで共同経営の一定段階の性格を表現するとともに、動態的には経営内容の確立につれて従来の組織形式との間に矛盾が発生し、その解決の過程をつうじて共同経営の性格が変化するという関係になっている。

問題提起はこの程度にして、現状分析へ入ってゆくしよう。共同経営の現状について農林省統計調査部は昭和三八年三月末に二度目の全国調査を行なった。その結果によると、全国で部門共同経営は三、六一五、全面共同経営は三、二九二となっている。そのうちで三四年以後に設立されたものは、部門共同で九〇%、全面共同で九二%に達しており、この点で共同経営はまさに日本経済の高度成長期の所産だといえることができる。その経営組織をみると、部門共同では総数の六四%が畜産、一五%が果樹、七%が園芸を主たる部門にしており、全面共同でも五四%が畜産を主たる部門にしている。したがって成長農産物部門が中心である。その経営規模は、後でもふれるようにけつして大きいとは言えないが、それでも現在の個別農家の経営規模をはるかに上まわっている。三六年八月に行なった最初の全国調査の結果によると一経営体平均の規模は、全面共同では耕地一〇・八町（ただし北海道を除けば五町前後）、主たる部門別にみた部門共同ではそれぞれ乳用牛一九頭（うち成牛一六頭）、豚一二〇頭（うち肥育一一四頭）、鶏三、〇五〇羽（うち成鶏二、六五〇羽）となっており、『三七年度農業調査』の結果でみた飼育農家一戸平均の規模がそれぞれ乳用牛二・七頭、豚四・一頭、鶏二六・四羽であるのとは大きな開きを示している。

したがって現在の共同経営は、日本経済の高度成長のもとで成立したものであり、その経営内容としては、従来

の個別農家経営のばあいの穀作中心の零細農耕から抜けて、畜産その他の成長農産物を中心にした大規模生産の実現をめざしていると、いちおう言えるだろう。ところで問題は、このような大規模生産の実現方式として、なぜ個別経営のままの上昇拡大ではなく、共同経営の方式を通らねばならないかである。

共同経営成立の時代的背景としては、日本経済の高度成長が産みだしたところの、農産物の需要や市場の変化、農業労働力の流出、大農的な技術革新、家父長的な「いえ」の解体等々があげられている。<sup>(2)</sup>だがそれだけではやはり充分でない。ここにあげられた諸要因は、たしかに農業経営の近代化・企業化をうながす背景だと言えるだろうが、共同経営には近代化・企業化プラス・アルファが内包されている。このアルファの背景を明らかにするために、農民階層分化の現状をみなければならない。

農民階層分化の現状を共同経営の成立との関連においてみたばあい、なかならず次の二つの点が特色としてあげられる。第一は、一般に「分解基軸の上昇」と呼ばれている傾向である。経営耕地広狭別農家戸数の動きをみると日本経済の復興期だった昭和二五〇三〇年の時期には、戸数の減少する階層と増加する階層とが五反歩を境に分化し、戦前の中農標準化に似かよった傾向を再現していたが、経済高度成長下の三〇年以降の時期になると、その境が五反歩から一町歩へ、さらに一町五反歩へはね上がり、かつては肥大化したところの中間層農家がいまや分解に転じている。さらに第二表をみよ。第二種兼業農家型の三反未満層の世帯員一人当り家計費でもって他産業動労者の消費水準を代表させうえて、これと消費水準が均衡している農家層をいちおう自立経営と呼ぶならば、三年には一町五反歩だった自立経営の下限が、三五年には二町歩へはね上がり、三七年にはこの線をも突破するにいたっている。その結果として、かつては自立経営の層にぞくしていた農家の多くは、経済高度成長の過程で、い

第2表 経営耕地広狭別農家の世帯員1人当り家計費の変化(全都府県)

| 年次    | 階層                |                   |                  |                  |                   |                   | 農業共同経営の分析 |
|-------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------|
|       | 3反未満              | 3～5反              | 5～10反            | 10～15反           | 15～20反            | 20反以上             |           |
| 昭和32年 | 千円<br>54<br>(100) | 千円<br>54<br>(100) | 千円<br>52<br>(96) | 千円<br>53<br>(98) | 千円<br>58<br>(107) | 千円<br>65<br>(120) | (1)       |
| 35年   | 68<br>(100)       | 67<br>(99)        | 62<br>(91)       | 63<br>(93)       | 66<br>(97)        | 75<br>(110)       |           |
| 37年   | 90<br>(100)       | 86<br>(96)        | 80<br>(89)       | 81<br>(90)       | 83<br>(92)        | 87<br>(99)        |           |

備考 昭和32、35年は『農林省 農家経済調査報告』の当該年度分、37年は『昭和38年度 農業の動向に関する年次報告』による。

つのまにかその座からすべり落ちたのである。これらの農家が他産業動労者なみの消費水準を維持するにたる所得を確保しようとするには、農業経営としては下降しても兼業農家に転化することによって農外所得の増加をはかるか、それとも農業生産の選択的拡大の線にそって経営の思いきった上昇拡大をはかるかせねはならない。

だがここで現在の農民階層分化の第二の特色として、上層農家になると経営上昇が頭打ちしてしまう傾向をあげておく必要がある。統計表の掲載は割愛するが、かつては「富農」ないし「富裕農」に分類されていた内地の経営耕地二町五反以上層について三〇～三五年の間の労力構成の変化をみると、年雇・季節雇・日雇を合算した農業雇用延日数は減少しており、そのかぎりで富農から中農への逆転傾向を示している。この傾向は三五年以降さらに深刻になったようである。三〇～三五年の時期には年雇だけが減少して、季節雇・日雇はまだ微増していたが、三五年以降は季節雇・日雇までが減少に転じている。

もちろん雇用関係の縮小はただちに経営上昇の頭打ちを意味しない。雇用力の減少を資本装備の高度化によって効率的に補充することができれば、農家は、形のうえで富農から中農に逆転しても、実質的に経営の上昇拡大を

第3表 経営組織別・経営規模別農家の投資性向

——準現金／建物を除く農業固定資本——

A 米作農家

| 経営組織 | 経営耕地<br>1町未満 | 1～1.5町 | 1.5～2町 | 2～2.5町 | 2.5町以上 |
|------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 米一毛作 | 4.5          | 2.7    | 2.6    | 3.0    | 3.2    |
| 米二毛作 | 3.2          | 2.1    | 2.2    | 3.0    | 3.7    |

B その他の経営組織農家

| 経営組織 | 農業現金収入<br>10～30万円 | 30～50万円 | 50～80万円 | 80万円以上 |
|------|-------------------|---------|---------|--------|
| 野菜   | 4.4               | 2.4     | 2.5     | 3.3    |
| 果樹   | 1.1               | 0.8     | 0.9     | 1.0    |
| 酪農   | 0.9               | 0.8     | 0.4     | 1.0    |
| 養鶏   | 3.7               | 1.9     | 1.4     | 0.8    |

備考 1. 農林省統計調査部『昭和36年度類型別農家経済調査報告—専業別・経営組織別—』より作成。

2. 準現金の内容は預貯金・積立金・貸付金・有価証券・売却未収入金・建物を除く。農業固定資本の内容は農機具・植物・動物、いずれも年度始。

継続することができる。だがこの資本装備の高度化でもやはり頭打ちの傾向が現われている。第三表は、農家の農業固定資本にたいする準現金の倍率を経営組織別・経営規模別に比較したものである。養鶏を除いてすべての経営組織をつうじて、経営規模が一定の線以上になると、農業固定投資への性向が鈍化して、農外貯蓄型に転向しているようである。さらに時系列でみると、やはり統計表の掲載は省くが三二年ごろまでは、東北でも近畿でも経営耕地規模の上位の農家層になるほど、農家貯蓄のうち農業用および家計用固定資産購入に向けられる割合は高かった。しかし三四年になると、上層農家のそれらへの投資割合は減って、農家貯蓄は農外投資へ向けられるようになり、とくに近畿でそれが目立っている。(4)

経営上昇の頭打ち傾向は、耕地規模の拡大の面でもみられる。『一九六〇年世界農林業センサス事後調査結果報告書』によって三〇～三五年の期間で各経営耕地規模階層から上昇した戸数と下降した戸数とをそれぞれ比較すると、七反～一町層を中心にして二町までの層ではかなり上昇戸数の比重は高いが、これを越えるとその比重が低下して、三町以上の層になると下降戸数の比重が圧倒的に高くなっている。にもかかわらず三〇年と三五年とを対比してこれら上位の層の所屬戸数が増えているのは、そのすぐ下の層でも上昇戸数が下降戸数より少ないのだが、その所屬戸数がもとも多い結果として、この層からの上昇戸数は、所屬戸数のより少ない上位の層からの下降戸数をはるかに上まわり、この上位の層の所屬戸数を増やすことになるからである。

このように上層農家における経営上昇の頭打ち傾向は雇用労力の導入でも、農業固定投資でも、経営耕地の拡大でもうかがわれるのである。その原因はどこにあるか。原因のひとつは、経済高度成長のもとで農業労賃と農地価格とが農産物価格をはるかに上まわって騰貴したことであり、しかも独占的な大企業の製品である農業用品が、その生産性上昇にもかかわらず、そうは安くならないことである。いま昭和二七年を一〇〇とした農産物価格、農業用品価格、農業労賃、農地価格の指数でみると、三一年にはそれぞれ一〇八、一〇〇、一三一、三〇四となり、さらに三五年には一一三、一〇一、一六一、四九七となっていて、農業労賃および農地価格の一方的な騰貴が目立っている。したがって上層農家がその家族労力と自作地とで制約される経営規模の現状では満足せず、新たに雇用労力と購入地とをプラスして経営の思いきった上昇拡大をはかろうとしても、これに生産性―収益性の大幅な増加が伴わないかぎり、とても採算がとれないのである。

この点については第四表をみよ。これは、経営耕地広狭別に農業の利潤率を擬制計算したものである。最上層の

第4表 農業の利潤率

| 階層<br>指標 |      | 5反未満   | 5～10反  | 10～15反 | 15～20反 | 20反以上 |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|-------|
|          |      | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円    |
| 農業資本     | {27年 | 54.3   | 124.7  | 197.3  | 243.5  | 316.2 |
|          | {33年 | 82.5   | 185.8  | 286.5  | 404.0  | 514.2 |
| 農業所得     | {27年 | 72.2   | 157.9  | 246.7  | 316.0  | 427.3 |
|          | {33年 | 88.9   | 175.9  | 278.3  | 391.2  | 527.6 |
| 小作料      | {27年 | 0.5    | 0.6    | 0.7    | 0.6    | 0.6   |
|          | {33年 | 0.6    | 0.8    | 1.3    | 1.5    | 1.4   |
| 家族労賃     | {27年 | 78.4   | 142.2  | 187.5  | 215.8  | 238.1 |
|          | {33年 | 96.4   | 169.7  | 230.9  | 272.5  | 299.4 |
| 地代       | {27年 | 9.2    | 16.9   | 28.9   | 40.4   | 57.0  |
|          | {33年 | 36.0   | 64.6   | 103.3  | 147.5  | 222.2 |
| 利潤       | {27年 | △ 15.4 | △ 0.6  | 31.0   | 60.4   | 132.8 |
|          | {33年 | △ 42.6 | △ 57.6 | △ 54.6 | △ 26.8 | 7.4   |
| 利潤率      | {27年 |        |        | %      | %      | %     |
|          | {33年 |        |        | 15.7   | 24.8   | 41.3  |
|          |      |        |        |        |        | 1.4   |

備考 1. 梶井功氏の作成によるものである。梶井「農民層の分解」大谷省三編

『現代日本農業経済論』より引用。『農家経済調査』全都府県平均による。

2. 農業資本は農機具、植物、動物の年度始価額に（経営費－償却費－小作料－支払労賃）を加えたもの。

3. 家族労賃は臨時雇賃銀÷臨時雇労働時間×家族労働時間。

4. 地代は不動産研究所調査による田畑価格に田畑面積をそれぞれ掛け合せたものの6分。

5. 利潤＝（農業所得＋小作料）－（家族労賃＋地代）。

二町以上層をとってみると、二七年では当時の農地価格の水準で計算した地代を負担し、当時の製造業臨時雇賃銀で家族労賃を評価計上しても、あとには多額の農業利潤が残った。利潤率であらわせば四一・三％という途方もない高さである。ところが三三年になると、この農業利潤のほとんどの部分が地代と家族労賃との急激な膨脹に吸収されてしまい、利潤率は一・四％とネグレジブルなものになっている。これでは経営の上昇拡大が頭打ちするのも当然であろう。

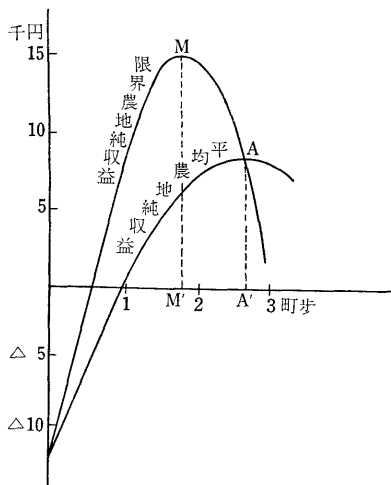
このような農業利潤の消滅は、たしかに農業労賃と農地価格とが農産物価格をはるかに上まわった騰貴をしたからである。だがこのばあいの高労賃と

高地価とはそれぞれ違った意味をもっていることに注意しなければならない。農業労賃は、さきほども述べたように二七年を一〇〇として三五年には一六一に騰貴したが、同じ期間に製造業の賃銀指数は一六九となっており、したがって製造業の賃銀騰貴に引っぱられて農業労賃が騰貴したとみることができる。つまり経済高度成長下の農業の不均衡発展のもとで、生産性―収益性の高い製造業部門の大企業の賃銀水準が、割高な農業労賃に化けて農業経営の上昇拡大を阻むのである。だが農地価格のほうは違う。市街地価格の影響を直接間接に受けている地帯を除けば、その価格はむしろ農業内の決まっているはずである。もういちど第四表にもどると、二七年における二町以上層の四一％という高い農業利潤のなかには、潜在地代的な実質の超過純収益がまだ充分に農地価格への資本還元作用をはたさないままの状態で混入していたと推定される。この年は、農地価格の統制が解除されて二年目にすぎなかったからである。ところが土地市場の機能がだんだん復活するにつれて、農業純収益のうちで潜在地代的な実質のものはすべて農地価格へ資本還元されたために、農業利潤としてはほとんどなにも残らなくなったのである。したがって高地価とはいっても、それなりに農業経営の収益性をきそにしておき、高労賃のように農業外から経営の上昇拡大を阻んでいるのではない。

このことと関連して第一図をみておこう。これは、中江淳一氏が三六年の農家経済調査の個表を素材にして農地純収益曲線を描いたものである。純収益の算出にさいして家族労働費は農業臨時雇賃銀で評価し、資本金利子は農業固定資本と流動資本の半額とにたいして四分を計上してある。したがってこの農地純収益は家族労賃や資本金利子にしか寄せたものでないことを注意しておきたい。農地反当限界純収益の曲線は、一町七反規模(M)を最高にして低下し、上昇してくる平均純収益の曲線と二町五反規模(A)で交わり、この規模を越えると平均純収益曲線も

また低下している。もっともこの平均純収益は、本図では二町五反規模で最高八千円を示しているが、かつて中江氏が三四年の農家経済調査を使って計算したときは、三町四反五畝規模で最高九千円を示していた。このように年度によって違いはあるが、だいたい三町前後の規模で平均純収益が最高になるとみてよいだろう。

この平均純収益が最高八千円ないし九千円を示す三町前後の規模(A')は、現状でみると、農家の自作地の購入が売却に転ずる境い目の規模でもある。当事者にとって、この規模を越えようと自作地購入によって取得される限界



第1図 農地純収益曲線(昭和36年度全府県)

- 備考 1. 中江淳一氏の作成によるものである。中江「農地移動について」『農林金融』1960年9月号より引用。
2. 『農家経済調査』による。経営耕地はすべて自作地として計算し水田率の差は無視した。家族労働費は物財統計による臨時雇賃銀で評価、資本利子は農地以外の土地資本(農業用)、農業用固定資本、経営費から減価償却費を差引き家族労働費を加えたものの半額、以上合計額の4分。
3. 本図によれば平均農地純収益は2.5町で最高、限界農地純収益は1.7町で最高となる。
4. なお中江氏は昭和34年度『農家経済調査』(全府県)を素材にして上記と同じ推計を試みているが、これによると平均農地純収益は3.45町で最高(約9千円)、限界農地純収益は2.29町で最高(約15千円)となっている。中江「農地価格について、二つの覚書」『不動産研究』4巻2号をみよ。

純収益が農地価格×利子率を下まわるようになり、売却に転じたほうが有利になる。ちなみに不動産研究所調査による三六年の農地価格は普通田一九万四千円、普通畑一十一万四千円であった。田の比重を大きくみた両者の加重平均に利子率を掛ければ、だいたい八千円ないし九千円になるだろう。つまり農地価格×利子率は、農地の平均純収益が最高になる規模Ⅱ自作農地の購入と売却とが均衡する規模（A'）で取得されるところの、平均純収益Ⅱ限界純収益に等しいことになる。

したがって現在の農地価格（およびこれに見合う地代）は、現象的にはいわゆる高地価として経営の上昇拡大を頭打ちさせる要因になっているが、掘り下げてみるとかならずしもそうとは言えない。すくなくとも農地の拡大が三町前後の規模（A'）に到達するまでは、拡大した農地の購入代金の利子ないし地代の支払は、そのさい取得される限界純収益で充分にまかなうことができ、家族労賃や投下資本の利子にまでしわ寄せする必要はない。この規模を農地の拡大が越える段階になって、はじめて高地価が経営の上昇拡大にとって重圧として現われる。だがこれも農地価格が不当に高いからではなく、経営規模の拡大によって生産性—収益性がかえって低下するからである。すでに指摘したように第一図では、平均純収益Ⅱ限界純収益が農地価格×利子率に等しい規模は、三町前後のへんで足踏みしている。この規模が三町前後をはるかに越えて右方ヘシフトするように、大規模生産の技術体系Ⅱ農法が実を結ぶことを必要であるが、現状はまだそうっていない。経営の上昇拡大が頭打ちする原因の他のひとつは、この点にみいだされるのである。

以上が、共同経営成立の背景としてみた農民階層分化の現状である。要約するならば経済高度成長の影響のもとで自立経営の下限はどんどん上昇して、昨日は自立経営だった農家も、今日は非自立的な中間層に陥落している。

これから抜けてようとするれば、経営の思いきった上昇拡大をはからねばならない。だがこの上昇拡大も狭い幅にかぎられ、それを越えるとすぐ頭打ちしている。その原因のひとつは、農業雇用労賃と農地価格が農産物価格をはるかに上まわって騰貴したこと、他のひとつは、この雇用労賃と地価（地代）と資本利子を負担しながらなお採算がとれるような大規模生産の農法が、まだ実を結んでいないことである。したがって今日の中間層農家は、背後から追手にせまられながら前方へ進むことができない一種の袋小路の中にあると言えよう。このような状態が、じつは共同経営成立の背景なのである。なせならば共同経営は、次の節で詳しく述べるように、雇用労賃や地価（地代）や資本利子をいちいち負担することなしに大規模生産の外枠作りに必要な各種生産要素を集中する可能性があり、そのかぎりではこの袋小路から抜けでる手段として役だちそうだからである。

注(1) 生産力の面てみた共同経営の機能について、詳しくは綿谷「農業共同化の類型区分」『農業総合研究』第一六卷三号)をみよ。

- (2) 阪本・綿谷編『農業共同化の実態』二四六～二五五頁。これにたいして並木正吉『農村は変る』一三二頁、小林茂「戦後における農業共同経営の歴史的意義」『農村研究』第一二号)で正当な批判かなされている。
- (3) 小倉武一編『自立経営の存立条件—農業のばあい—』第三章四をみよ。
- (4) 梶井功「農民層の分解」、大谷省三編『日本農業経済論』二五九頁。

## 二 共同経営の組織形式

ここで共同経営の組織形式としての、生産要素の調達と利益の分配とがどのような方式で行なわれているかを、具体的にみておかねばならない。使用する資料は、農林省統計調査部が三六年八月と三八年三月末とに実施した全

第5表 参加農家の作業参加方式別にみた共同経営体数の分布

| 類 型        |               |   | 全 面 共 同 | 部 門 共 同 | う ち 畜 産 | 農業共同経営の分析<br>(1) |
|------------|---------------|---|---------|---------|---------|------------------|
| 出役方式       |               |   |         |         |         |                  |
| 全農家が       | { 毎<br>交<br>小 | 日 | 95.5    | 27.1    | 21.6    |                  |
|            |               | 替 | 1.5     | 42.9    | 50.1    |                  |
|            |               | 計 | 97.0    | 70.0    | 71.7    |                  |
| 一家か<br>一部農 | { 毎<br>交<br>小 | 日 | 1.5     | 2.8     | 3.7     |                  |
|            |               | 替 | 0.4     | 2.7     | 3.5     |                  |
|            |               | 計 | 1.9     | 5.5     | 7.2     |                  |
| 臨          | 時             | に | 0.4     | 15.6    | 9.0     |                  |
| 参          | 加             | せ | 0.7     | 8.9     | 12.1    |                  |
|            | 計             |   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |                  |

備考 農林省統計調査部『協業に関する農業情報収集結果』（昭和36年8月現在）による。全国。

国調査の結果であるが、足りない部分は地方的な資料で補充することとする。

第五表は、共同経営にたいする労働力の出役方式を示したものである。全面共同では全農家の毎日出役、部門共同では全農家の交替出役をそれぞれ支配的な形にしながら、ともかくほとんどの共同経営では加入した全農家が出役している。そのさい平等の出役がいちおうの建てまえとして標榜されているようである。なお後でふれるように労力出役の内容は、たんに普通の作業労働だけではなく、経営管理労働をも含んでいる。経営管理への農家の参加方式は、統計的に示しえないが上記調査の個表を点検したかぎりでは、加入農家の数だけの役職を作り、全農家が平等の資格で経営管理に参加するのが一般的になっている。つきに出資の状況については、福島県だけの資料であるが第六表をみよ。土地はほとんど現物持寄であるにたいして、機械・施設・家畜は圧倒的に現金出資となっているが、そのこととあい表裏して、土地では平等出資とそうでないものが半々であり、機械・施設・家畜では平等出資が支配的である。そして全体としてみれば、やはり平等

第6表 成立時の出資方式別にみた共同経営体数 一福島県一

| 出資方式<br>出資対象 | 現金出資か現物持寄か |    |    |    |     | 平等出資か |   | 借入<br>(うち内<br>部のもの) |
|--------------|------------|----|----|----|-----|-------|---|---------------------|
|              | 現出         | 金資 | 現持 | 物寄 | 者の合 | 然     | 否 |                     |
| 土地 (除敷地)     | 1          |    | 14 |    | 1   | 8     | 8 | 1(1)                |
| 機械           | 15         |    | 3  |    | 4   | 18    | 4 | 4(1)                |
| 施設           | 33         |    | 4  |    | 1   | 33    | 5 | 5(1)                |
| 家畜 (除役用)     | 23         |    | 2  |    | 1   | 23    | 3 | 1                   |
| 全体として        | —          |    | —  |    | —   | 30    | 9 | —                   |

備考 農林省福島統計調査事務所『協業に関する農業情報収集結果』(38年8月)  
による。昭和38年4月現在で調査したもの。

出資が建てまえのようである。

第七表は、二つの県を例にとって共同経営の利益分配状況を示したものである。まずA 長野県をみると、部門共同の総数計一四二のうち、利益の分配あり三四にたいして、まだ利益がない五四、利益の全部を借入金返済に三一、合計八五がまだ利益分配をするにいたっていない。もっとも全面共同では、計一三のうち利益の分配ありが一〇と大多数をしめている。これは、全面共同では個別経営が解消している関係上、参加農家の経済を共同経営のほうで丸抱えにしなければならず、したがってなんらかの程度で利益分配をする必要があるからだろう。それとともに注意しなければならない点は、利益の分配がないばあいとあるばあいとで利益の内容が一定していないことである。前者のばあいの利益は、組合員の出役労働にいちとお賃銀を払ったうえでの利益であり、後者のばあいの利益は、この出役労賃部分がまだ控除されていないものである。したがって利益の分配があるといっても、その内容は事実上の労賃部分であるとみてよいだろう。これを分配する方式は、全面共同では平等分配が大多数をしめており、部門共同では色々あるが、平等分配と複合とがいちばん多い。この複合とは、出

第7表A 共同経営の利益分配状況 一長野県一

| 分配方式         | 類 型             | 全 面 共 同 | 部 門 共 同 |      | 農業共同経営の分析<br>(上) |
|--------------|-----------------|---------|---------|------|------------------|
|              |                 |         | 総 数     | うち畜産 |                  |
| また利益かない      |                 | 2       | 54      | 35   |                  |
| 利益の全部を借入金返済に |                 | 1       | 31      | 26   |                  |
|              | 平 等             | 7       | 12      | 6    |                  |
| 利益の分配あり      | 出資（土地家畜をふくむ）に比例 | 1       | 3       | 2    |                  |
|              | 労働日数に比例         |         | 6       | 1    |                  |
|              | 複 合             | 2       | 13      | 3    |                  |
|              | 小 計             | 10      | 34      | 12   |                  |
| そ の 他        |                 |         | 7       | 4    |                  |
| 利益分配状況不明     |                 |         | 16      | 1    |                  |
|              | 計               | 13      | 142     | 74   |                  |

備考 農林省長野統計調査事務所『長野県における農業協業化の動き』（36年8月現在）による。本表の「また利益かない」、「利益の全部を借入金返済に」欄の利益は、組合員の出役にいちおお賃金を払ったうえでの利益であるが、「利益の分配あり」欄の利益は、この出役賃金部分を控除しないものの如くである。この点については農林省統計調査部『農業情報収集要領（第1回）』10頁による。

B 共同経営の労賃支払および利益分配方法 一宮崎県一

| 分配方式    | 類 型 | 労 賃 支 払 方 法 |     |     |     | 利 益 分 配 方 法 |     |        |    |
|---------|-----|-------------|-----|-----|-----|-------------|-----|--------|----|
|         |     | 月給制         | 日給制 | 時給制 | その他 | 平等分配        | 出資当 | 出役労働割当 | 併用 |
| 全 面 共 同 |     | 1           | 1   | 1   | 1   | 1           | 1   | 1      | 1  |
| 部 門 共 同 | 酪農  |             |     |     | 2   | 2           |     |        |    |
|         | 養豚  | 10          | 3   |     | 13  | 25          |     |        | 1  |
|         | 養鶏  |             |     |     | 2   | 2           |     |        |    |
|         | 養蚕  |             | 1   |     | 2   | 2           |     |        | 1  |
|         | 果樹  |             |     |     | 4   | 1           |     |        | 3  |
|         | 園芸  |             |     |     | 6   | 6           |     |        |    |
|         | その他 | 1           | 1   | 1   |     | 2           |     |        |    |
|         | 計   | 12          | 6   | 2   | 30  | 41          | 1   | 1      | 6  |

備考 宮崎県農業会議『農業協業化に関する一般調査結果』（37.3）による。労賃支払方法の「その他」は、年末または適当な時期に支払、または未定のもの。

資額におおする分配と労働日数におおする分配とを適当に組み合せて、結果的には平等分配に近づけようとする方式である。

つきにB 宮崎県をみると、共同経営総数五〇のうち養豚の部門共同を中心にした二〇では、月給制や日給制で賃銀を払っているが、それは、加入全農家の出役労賃というよりは、後で述べる専従者にたいする賃銀でないかと推定される。残り三〇では、賃銀は年末または適当な時期に支払、または未定となっており、おそらく利益に合算して分配するはあいが多いのではないか。利益分配の方式は、この果では平等分配がいちばん多く、併用（Ⅱ合）がこれに続いている。

以上を要約すると共同経営の組織形式は、加入全農家の平等出役、平等出資（土地をふくむ）、平等の経営管理参加をきそとする平等の利益分配という形で現われている。このばあいの利益の内容は、賃銀・企業者利得・利子・地代がまだ分化していないものであり、その額も現在のところ事実上の出役労賃部分ないしそれ以下である。共同経営がこのような組織形式を基調とするものであるかぎり、それは自作農的な家族経営、すなわち小農範疇の拡大にすぎない。農家はたんなる労働者、経営者、出資者、土地所有者の資格ではなく、これらを四位一体式に兼ねそなえた小農の資格で共同経営の構成員となり、未分化な小農的所得として自家労賃程度のもので取得できれば、いちとお我慢する。この小農的<sup>1)</sup>自己搾取と呼んでいいところの行動様式は、かつてマルクスが「分割地農民」の性格として描いたものと同一である。

ところでこのような形で組織されている農家は、どんな顔ぶれの農家であるか。その前に共同経営の平均参加戸数を三八年三月末現在でみておくと、全面共同は四・五戸、部門共同は九・七戸、部門共同をさらに分けると酪農

第8表 参加農家の階層組合せ別共同経営体数の分布

| 階層<br>組合せ      | 類 型     | 全 面 共 同   |           | 部 門 共 同  |          | 農業共同<br>経営の分析<br>(注) |
|----------------|---------|-----------|-----------|----------|----------|----------------------|
|                |         | 継 続       | 新 設       | 継 続      | 新 設      |                      |
| 単一階層か<br>ら成るもの | 上層のみ(a) | %<br>18.5 | %<br>29.4 | %<br>3.7 | %<br>5.8 |                      |
|                | 中層のみ(b) | 38.2      | 35.3      | 36.7     | 39.3     |                      |
|                | 下層のみ    | 5.8       | 2.9       | 6.2      | 3.5      |                      |
|                | 小 計     | 62.5      | 67.6      | 46.6     | 50.4     |                      |
| 各階層組合<br>せのもの  | 上・中層(c) | 12.7      | 10.3      | 14.3     | 14.6     |                      |
|                | 上・下層    | 2.9       | 5.9       | 0.7      | 1.2      |                      |
|                | 中・下層    | 15.0      | 11.8      | 31.3     | 27.4     |                      |
|                | 上・中・下層  | 6.9       | 4.4       | 7.1      | 6.4      |                      |
|                | 小 計     | 37.5      | 32.4      | 53.4     | 49.6     |                      |
| 合 計            |         | 100.0     | 100.0     | 100.0    | 100.0    |                      |
| (a)+(b)+(c)    |         | 69.4      | 75.9      | 54.7     | 59.7     |                      |

備考 1 農林省統計調査部『協業経営に関する情報調査結果』(昭和38年3月末現在)。都府県計。

2. 上層は東北、北陸では経営耕地2町以上、その他の地方では1.5町以上、中層は、それぞれ1~2町、0.5~1町、下層は1町未満、0.5町未満である。

第9表 主たる参加農家の業態別共同経営体数の分布

| 調査年度・類型                  | 昭和36年8月現在調査 |       | 38年3月末現在調査 |       |
|--------------------------|-------------|-------|------------|-------|
|                          | 全面共同        | 部門共同  | 全面共同       | 部門共同  |
| 参加農家の業態                  | %           | %     | %          | %     |
| 農業を主業とする農家が<br>主になっているもの | 95.5        | 92.0  | 96.0       | 90.9  |
| 第二種兼業農家が主にな<br>っているもの    | 4.5         | 8.0   | 4.0        | 9.1   |
| 計                        | 100.0       | 100.0 | 100.0      | 100.0 |

備考 農林省統計調査部『協業経営に関する情報調査結果』(昭和38年3月末現在)。全国。

八・二戸、養豚六・五戸、養鶏七・八戸、やさい・園芸七・四戸、果樹・茶二〇・〇戸となっている。その顔ぶれについて第一にあげられる特色は、いまほど述べた平等出役、平等出資（とくに平等の耕地提供）、平等分配の態勢をできるだけ容易ならしめるように、経営耕地階層が接近した農家がいつしよになるケースが多いことである。この特色は、既耕地にたいする依存度の高い全面共同でとくにいちじるしい。第八表をみると、全面共同では参加農家が単一階層にぞくするものが六〇％以上に達しており、その割合は、三六年八月以前から継続のものよりはその後に新設されたもののほうが大きくなっている。部門共同では、たとえば部落有林野の開墾による共同果樹園や購入飼料一本の共同養豚・共同養鶏のように既耕地から遊離して成立したものが多く含まれている関係上、各階層組合せのものの割合は相対的に大きい、それでも上層と下層とがいつしよになったケースはごく少ないのである。

なおこの表でもうひとつ注目をひく点は、下層が参加している共同経営の割合が少なく、上層・中層だけ参加のもの（a）+（b）+（c）が全面共同では七〇％前後、部門共同でも五五％前後とそれぞれ大多数をしめていることである。この割合も全面共同、部門共同をつうじて三六年八月以後に新設されたもののほうが大きい。このような上層・中層の経営耕地規模をみると、上層は東北・北陸で二町以上、その他の地方で一町五反以上、中層は東北・北陸で一・二町、その他の地方で五反～一町五反となっているから、ほとんどがいわゆる中間層農家だとみなしてよいだろう。このことと関連して第九表をみよ。全面共同でも部門共同でも、第二種兼業農家が主になっているものはごく少なくて、九〇％以上のものが農業を主業とする農家を主にしている。したがって共同経営参加農家の顔ぶれについて第二にあげられる特色は、兼業零細農家の参加が少なく、構成員の大多数が農業を主業にした中間層農家で成りたっていることである。それはとくに設立年度の新しいものでいちじるしい。

この中間層農家は、すでに明らかにしたように、現在の農民階層分化のなかで経営の思いきった上昇拡大をせまられながら、それが頭打ちをよきなくされるという袋小路の状態にあった。その原因は、農産物価格に比して農業労賃と地価とが割高になっており、しかも大規模生産の技術体系<sup>11</sup>農法がまだ実を結んでいないので、この割高な労賃と地価、金利の水準のもとで、雇用労働力と農地と資金を市場を通して集めて大規模生産を実現しようとしても、採算がとれないことである。ところが共同経営にするならば、さきほど述べた小農範疇の拡大版としての組織形式を基調とするかぎりにおいて、大規模生産の実現に必要な労力、農地、資金をかならずしも市場を通さずに集めることができる。これらの生産要素の用役にたいしては、事実上の労賃部分を全体として確保すればこと足り、割高な労賃、地価（または地代）、金利をいちいち支払わなくてもよい。ここに中間層農家が共同経営への参加に結集した秘密がある。それは裏返していえば、市場を通ずる正常な方式での経営の上昇拡大が困難なことの表現である。

だが共同経営の生産要素は市場を通さないで集められるといっても、資金については例外である。参加農家が出資する自己資金は、全体の投資のなかでごく僅かであり、大部分は金融市場を通じて調達された制度融資その他の借入金である。第一〇表をみよ。共同経営の平均設備投資額は一五〇万円前後から三〇〇万円以上までになっているが、そのうち自己資金の割合はがいて三〇%未満である。これは、参加農家の出資能力そのものが貧しいからだが、かりに一部に出資余力のある農家がいっても、貯金利子なみの出資配当はとも望めそうもないので、いちばん出資能力のない農家に右へならえた平等出資に留めておき、もっぱら制度融資その他の借入金の確保に全力を傾けるからである。しかしこのばあいの借入金は、いちとお参加全農家の連帯債務となっている。もし個別農家の

第10表 共同経営の平均設備投資額とその構成

| 農 業 共 同 経 営 の 分 析 (出) | 設 備 投 資<br>類 型 | 平均設備<br>投 資 額<br>(農家1戸当り) | そ の 構 成 割 合 |                |              |     |      |
|-----------------------|----------------|---------------------------|-------------|----------------|--------------|-----|------|
|                       |                |                           | 制度金融        | 農 協<br>自 己 資 金 | そ の 他<br>借 入 | 補助金 | 自己資金 |
|                       |                | 万円                        | %           | %              | %            | %   | %    |
|                       | 全 面 共 同 経 営    | 327 (74)                  | 33          | 24             | 11           | 4   | 29   |
|                       | 部 門 共 同 経 営    |                           |             |                |              |     |      |
|                       | 酪 農            | 339 (31)                  | 42          | 22             | 8            | 6   | 22   |
|                       | 養 豚            | 160 (21)                  | 36          | 25             | 10           | 6   | 26   |
|                       | 養 鶏            | 228 (27)                  | 39          | 21             | 11           | 2   | 26   |
|                       | 果 樹 (茶)        | 147 (7)                   | 34          | 14             | 9            | 8   | 35   |
|                       | そ さ い          | 140 (15)                  | 21          | 34             | 8            | 11  | 25   |

- 備考 1. 前掲『協業に関する農業情報収集結果』(昭和36年8月現在)による。  
 2. 北海道を含む全国の共同経営をとる。資本金は設備資金(評価による額面金額を含む)に限定し、運転資金は含めない。  
 3. 部門共同の平均規模は酪農では成牛16, 仔牛3, 養豚では肥育114, 仔取り3, 養鶏では成鶏1,650, ひな1,700, 果樹(茶)では園5町となっている。

経営ならば、赤の他人に無償で連帯保証に立ってもらって何百万円という資金を借りうるわけにはとてもゆかないが、共同経営になると、参加農家がかりに赤の他人であつても連帯債務者になりあうことによつて、実質的には無償で信用力を提供しあう。その信用力の背景になっているのは、やはり土地所有に裏づけられた物的な担保力であり、それは結局のところ地代部分の資本還元額である。こういう内容の物的担保力を共同経営のために無償で提供しあっている点では、消極的な形で配当なしの共同出資をしていると見做すことができる。したがって一見したところ例外にみえる借入金金**の**ばあいでも、やはり小農範疇の拡大版としての組織形式が作用しているのである。

以上でもって共同経営の組織形式を検討し終ったこととする。だがさいごに付言しておくが、ここで明らかにした小農範疇の拡大版としての組織形式は、かならずしもすべての共同経営に必然的に内在するものではない。

従来の見方ではその反対に、小農範疇とはまったく異質的な、資本主義企業範疇の一変種が共同経営であり、その組織形式も、分化した各種生産要素の用役にたいして市場相場なみの労賃、地代、資本利子を分配するものである<sup>(5)</sup>。これでは共同経営は近代化・企業化一般に解消してしまい、共同経営の成立をうながした今日の背景にたいして充分答ええないことになるけれども、ともかくこういう組織形式のものも現存していることは事実である。

小農範疇の拡大版としての組織形式が現実の共同経営のなかに定着するためには、すでに指摘したことだが、平等出役・平等出資・平等分配を無理なくやれるように、参加農家の経営耕地規模が接近していなければならず、さらに経営組織や家族労力の構成も類似していることが必要である。ことに全面共同では、家の経済を共同経営で丸抱えにしなければならない関係上、平等分配の方式で無理なくやろうとするには、たとえば家族構成や兼業の有無や負債や家計消費の内容など、家の経済そのものを標準化した状態<sup>(6)</sup>におかねばならない。

だが参加農家がこのように経営耕地だけでなく、その他の経営条件、家の経済まで標準化しているという前提は、じつのところレーヤ・ケースである。したがって小農範疇の拡大版としての組織形式も、その実現の程度には限りがあることを留意しなければならない。

注(1) 「分割地農民にとつての搾取の制限として現象するものは、一方では、彼が小資本家たるかぎりは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとつての絶対的制限として現象するものは、本来的な費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃以外の何ものでもない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕作するはずであって、労賃はしばしばその肉体的最低限度まで下ることがある」(『資本論』第四十七章第五節)。

(2) 三六年八月現在の全国調査の結果では、参加農家が単一経営耕地規模階層からなるものの割合は、全面共同七〇%に

第11表 愛媛県における共同経営参加農家の階層構成

| 農業共同経営の分析<br>(1) | 階層      | 経営耕地広狭別戸数 |       |        |       |       | 1戸当り平均<br>経営耕地面積 |
|------------------|---------|-----------|-------|--------|-------|-------|------------------|
|                  |         | 5反未満      | 5～10反 | 10～15反 | 15反以上 | 計     |                  |
|                  |         | 戸         | 戸     | 戸      | 戸     | 戸     | 反                |
| 類型               | 全面共同(4) |           | 6     | 6      |       | 12    | 9.7              |
|                  | 酪農(17)  | 8         | 53    | 16     | 4     | 79    | 8.0              |
|                  | 養豚(59)  | 90        | 135   | 92     | 26    | 343   | 8.5              |
| 部門共同             | 養鶏(37)  | 68        | 40    | 39     | 8     | 155   | 6.1              |
|                  | 果樹(5)   |           | 15    | 13     | 16    | 44    | 14.9             |
|                  | その他(3)  | 2         | 5     | 1      |       | 8     | 6.3              |
| 計                | (125)   | 168       | 254   | 165    | 54    | 641   | 8.0              |
| 同上割合             | A %     | 26.2      | 41.2  | 25.7   | 6.9   | 100.0 |                  |
| 県総農家             | B %     | 54.6      | 34.4  | 8.7    | 2.0   | 100.0 |                  |
| A ÷ B            | 倍       | 0.2       | 0.8   | 3.4    | 2.9   | 1.0   |                  |

備考 愛媛県農林水産部『愛媛県における協業経営の実態と基準』(37.3)による。

- (5) 「個別農家の小農経営のはあい家族労力や自作地や資本の用役は、外部取引の関係を媒介にしないで、直接に
- (4) たとえば長野県伊那で共同養鶏を行なっている田畑昌彦氏はこう報告する。「最近、近代化資金を貸付ける場合の運用規制が強化され、必ず担保物件として水田をおさえ、しかも三六年までさかのぼって実施しています。私達の共同養鶏にも、三六年に借入れた近代化資金二〇〇万円の担保を入れていたきたい、という通告が来ています。この場合、水田反当二〇万円位に評価しています」(田畑昌彦「嵐のなかの共同養鶏」『農業協同組合』第一〇巻第三号)。
- (3) 参考までに愛媛県における共同経営参加農家の階層構成を示しておく。第一一表でみると参加農家六四一戸の分布割合は、五反一町層が四一%といちばん高く、県総農家戸数割合との対比では、一・一・五町層が三・四倍といちばん高い。いずれにしても中間層農家が共同経営構成メンバーの中心であると言ふことができる。
- たいし、部門共同は酪農五四%、養豚四七%、養鶏四二%、果樹・茶三七%と低下する。なお果樹・茶の部門共同では、部落有林野等の開墾により成立したのか五九%に達し、そのため部落全戸加入に近いものかなり多い。上・中・下層組合せのものか三一%を算するのは、その反映であらう。

生産過程で結合している。これらの経営諸要素は、労賃や地代や資本利子とそれそれ独立して自己への収益分配を要求することなく、全体としての自作農所得を確保するための一手段たる地位で満足している。ところが資本主義経済下の共同経営のばあい、家族労力や自作地や資本財の用役は、組合員と組合との外部取引を媒介にして、はじめて生産過程で結合できる。共同経営集団の結びつきが特殊なゲマインシャフト関係でないかぎり、この外部取引の關係は周辺の労働市場や土地市場や金融市場の影響をうけ、組合は提供された家族労働や自作地や資本財の用役にたいして資本家企業のばあいと同様に賃銀や地代や資本利子を支払わねばならない」(阪本・綿谷編前掲書三〇四頁)。

(6) 参加農家の家の経済を軽視したことが有力な原因になって失敗した全面共同の事例として、さしあたり山形県庄内の大成農場と高知県中村の有信社をあげることができる。この両者は、ともに知識水準の高い青年層—いずれも水田地帯の上層農家—で構成され、経営と私生活との分離をとくに標榜した。家の経済は各戸子々の月給制でまかなうことになっていたか、各戸の経済内容の個別差をどうすることもできず、それが共同経営のほうへはね返って、その破綻に導いたのである。詳しくは大成農場については農林省農林経済局『続・農業生産共同化の現状』三六—七〇頁、日本農業研究所『資金利用機能よりする農業共同化の研究』一〇一—一九一頁、有信社について高知県農業会議『高知県下の農業共同経営についての研究』(二、三の事例について)五三—六八頁をみよ。

### 三 建設過渡期の経営内容

今日の共同経営は、すでに述べたように小農範疇の拡大版としての組織形式を基調とするとともに、これとあい対応する経営内容をもっている。そこでここでは経営内容の現状を分析するとしよう。

だが今日の共同経営は、現象のうえではかならずしも巧くいっていると言えないようである。第一二表をみると、三六年八月から三八年三月末までの期間に解散したものは部門共同四八五、全面共同七七であり、解散率は部門共

第12表 共同経営体数の変化

| 変 化      | 類 型 | 総 数        | 全面共同 部門共同  |            |
|----------|-----|------------|------------|------------|
|          |     |            |            |            |
| 36年8月現在  | (a) | 3,178      | 311        | 2,867      |
| うち 継 続   |     | 2,616      | 234        | 2,382      |
| うち 解 散   | (b) | 562        | 77         | 485        |
| 新 設      | (c) | 1,328      | 95         | 1,233      |
| 38年3月末現在 | (d) | 3,944      | 329        | 3,615      |
| 増 加 率    | d/a | %<br>124.1 | %<br>105.8 | %<br>126.1 |
| 解 散 率    | b/a | 17.7       | 24.8       | 16.9       |
| 新 設 率    | c/a | 41.8       | 30.6       | 43.0       |

備考 農林省統計調査部『協業経営に関する情報調査結果』（昭和38年3月末現在）による。全国。

収支状況については、いまのところ全国的ないし全県的な統計資料は整備されていない。ただ前掲第七表Aでも分かるように、また赤字になっているものや、いくらか利益がでてでも借入金返済に全部取られてしまうものがきわめて多いようである。さいごに、共同経営は高地価支配のもとで経営耕地拡大を達成する手段としてとくに高く評価されながら、それが実際に成立した部門は、たとえば購入飼料依存の養豚・養鶏など土地から遊離したものに偏しており、既耕地に根をおろした本来の農業の共同経営は少ない。

以上で共同経営が巧くいっていないとみられる指標をいくつか列挙したが、その原因はどこにあるか。第一次的

同一六・九%、全面共同二四・八%とかなりの高さを示している。もちろん同じ期間に新設されたものの数はこれよりはるかに多い。だが後掲第一四表でみると、共同経営の設立数は三六一年一八月がいちばん多く、その後は累減してゆくのである。<sup>(1)</sup>また現在まで継続している共同経営についてその構成員の動きをみると、脱退者がでているもののがかなり多い。第一三表はそのことを示している。参加戸数が減ったものの率は部門共同二〇・九%、全面共同二二・六%であって、参加戸数が増えたものの率二・七%、五二・%をはるかに上まわっている。もっとも脱退者の発生はかならずしも共同経営の不成功ではないが、この点は後にゆずっておく。共同経営の

第13表 参加戸数の増減別共同経営体数

| 増 減      | 類 型 | 総 数              | 共同             |                  |
|----------|-----|------------------|----------------|------------------|
|          |     |                  | 全面             | 部門               |
| 参加戸数が増えた |     | 75<br>(2.9)      | 12<br>(5.2)    | 63<br>(2.7)      |
| " 変化なし   |     | 1,980<br>(76.1)  | 169<br>(72.2)  | 1,811<br>(76.4)  |
| " 減った    |     | 548<br>(21.0)    | 53<br>(22.6)   | 495<br>(20.9)    |
| 小 計      |     | 2,603<br>(100.0) | 234<br>(100.0) | 2,369<br>(100.0) |
| 不 明      |     | 13               |                | 13               |
| 合 計      |     | 2,616            | 234            | 2,382            |

備考 1. 農林省統計調査部『協業に関する情報調査結果』(昭和38年3月末現在)による。全国。

2. 36年8月現在から38年3月末まで継続しているものを対象とする。

このことをいとおお前提においたうえて、第二次的な原因をさぐってみると、次の二つがあげられる。

(一) 現在の共同経営は、昭和三五年以後に成立したものが総数の八〇九割をしめており、したがって長いもので四年程度しか経過していない。第一四表をみよ。一般に共同経営が一人前になるまでには、共同養豚や共同養鶏で三〇五年、共同酪農で五〇一〇年、開拓全面共同で一〇二〇年の建設期が必要だと言われているから、現在の共同経営はまだこの建設期から抜けていないのである。この時期では、大規模生産の建設に向けて基盤投資や設備投資や技術投資が集中的に行なわれるが、その結果はまだ懷妊状態にあって、生産性―収益性の上昇を実現するに

な原因は、むしろ共同経営以前にあると思う。私は前々節で、経営の上昇拡大をはばむ要因として価格関係の不利と大規模生産の農法未確立とをあげておいたが、それはより具体的にいえば農畜産物価格の低位不安定、流通機構の不備、農業用品の高い管理価格、農業労働力の低賃化、土地投機による地価吊り上げ、土地や飼料基盤整備にたいする国家投資の貧困、大型機械化など大農的な技術体系の不完全、融資条件の不備等々であろう。これらの阻止要因が、小農範疇の拡大版としての共同経営の行動様式——小農的自己搾取——の強みをもってしても適応しえないほどに根づきよいところに、共同経営が巧みかいない原因がある。

第14表 成立年月別共同経営体数の分布

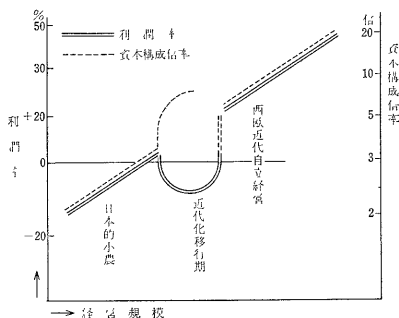
| 成立年月         | 型     |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|
|              | 全面共同  | 部門共同  | うち畜産  |
|              | %     | %     | %     |
| 昭和20年まで      |       | .7    | .1    |
| 21～27年       | 4.9   | .5    | .2    |
| 28～33年       | 3.3   | 8.9   | 1.1   |
| 34年          | 2.1   | 4.3   | 2.4   |
| 35年          | 19.8  | 22.7  | 23.4  |
| 36年1月～8月     | 41.0  | 33.8  | 41.2  |
| 36年9月～37年3月  | 14.6  | 19.0  | 18.9  |
| 37年4月～37年9月  | 9.1   | 9.3   | 8.8   |
| 37年10月～38年3月 | 5.2   | 5.8   | 3.9   |
| 計            | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

備考 1. 農林省統計調査部『協業経営に関する情報調査結果』（昭和38年3月末現在）による。  
全国。

2 現存のもののみをとる。

はいない。ただ生産規模拡大の過程で技術体系Ⅱ農法の漸次的な改良でなく、いわば断層的な変革を必要とするばあい、新たな大規模生産の農法が結実するまでの過渡期では、こうした現象の発生はたしかに予想される。そのいみで本図のモデルは、共同経営の建設期にあてはまるだろう。前掲第一図では農地平均純収益曲線が三町前後の規模（A'）を最高にして低下したが、この低下は、本図ではより高度な農法へ飛躍する前夜のUダウンとして現われている。共同経営で実現しようとする大規模生産の農法が参加農家の個別経営にくらべてはるかに高度なものであるほど、このUダウンの谷は深く、またこれを渡るのに長い年月を要するにちがいない。

いたらない。過渡的には試行錯誤による生産の減少さえ起る。したがってこの時期は、経費はかりがかさんで赤字になりやすく、そのうえに借入金元利償還の負担が加わる。このような状態は、かつて吉田六順氏が指摘した、近代化投資利潤のUダウン現象に相当するものである。第二図をみよ。もっとも氏の所説では、資本構成倍率が五を越える前後でこの現象が発生することになっているが、<sup>(3)</sup>はたして一般的事実としてそうなのか、かりにそうだとしても何故そうなのかは、充分に説得的なたちで実証されて



第2図 近代化投資利潤のUダウ現象 (国際比較)

備考 1. 吉田六順氏が作成したものである。

2. 資本構成比率 =  $\frac{\text{固定資本(除土地)} + \text{流動不変資本}}{\text{可変資本(家族労賃 + 雇用労賃)}}$

(二) この建設期の困難をさらに激しくしているのが、共同經營参加農家の性格である。その大半は、すでに述べたように分解直前の中間層農家である。かれらの経済的逼迫は共同經營への出資を最小ならしめ、そのことが共同經營の規模拡大をはばむとともに、借入金への依存を過度にしている。

だがここで中間層農家がどのような動機で共同經營へ参加したかを検討しておこう。宇都宮大学の大沼幸之助氏が中心になって栃木県の共同經營を調査した結果の報告によると、共同經營を始めた基本的動機としては、規模の拡大、耕地の減少、労力不足と労働の能率化、資金不足とその調達、資本効率の高度化、經營の企業化、經營の複合化、新作目の導入とこれにともなう新技術の導入、所得増大への努力など色々あるが、「全般をつうじて新作目、新技術の導入が最大の動機になっている」<sup>(4)</sup>。經營の複合化、所得増大への努力もこれと同じ意味のものだとみなしてよいだろう。また神奈川県のパニール・ハウスの共同經營を調査した森嶋隆氏は、その発足の動機についてこう書いている。「最近の社会経済的条件の変化に即応し、農業で生計を維持するための手段として、あるいは技術習得的にあるいは新部門の結合による所得の増大を狙いとして発足した。それは参加農家にとっては、まさに零細經營の副

第15表 参加農家の平均経営規模別にみた全面共同経営の経営部門数  
(1 共同経営体当たり平均)

| 農業共同経営の分析<br>(1)      | 経営部門数     | 参加農家の1戸当たり平均経営規模か |            |            |            |            |            | 平均 |
|-----------------------|-----------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|
|                       |           | 10反未満のもの          | 10～15反のもの  | 15～20反のもの  | 20～30反のもの  | 30反以上のもの   |            |    |
| 1 経営体<br>当たり平均<br>部門数 | 総数        | 2.35(1.30)        | 2.59(1.59) | 2.25(1.25) | 2.00(1.00) | 2.00(1.00) | 2.43(1.40) |    |
|                       | 稲作        | .80(.65)          | .92(.54)   | .88(.50)   | 1.00       | 1.00       | .88(.55)   |    |
|                       | その他<br>耕種 | .55(.40)          | .75(.63)   | .50(.50)   | 1.00(1.00) | 1.00(1.00) | .66(.55)   |    |
|                       | 酪農        | .35               | .50(.21)   | .50        |            |            | .42(.07)   |    |
|                       | 養豚        | .45(.15)          | .30(.13)   | .12        |            |            | .26(.06)   |    |
| 調査<br>共同経営体           | 養鶏        | .15(.05)          | .12(.08)   | .13(.13)   |            |            | .15(.07)   |    |
|                       | 経営体       | 20                | 24         | 8          | 1          | 1          | 55         |    |

備考 1. 農林省統計調査部が36年8月現在で調べた内地全府県の全面共同経営の5のうちから耕地の田、畑(含園地)別構成で、田が3割以上7割未満のもの55経営体をとる。

2. 1経営体平均の主部門数の計は、本来1.00であるべきたか、主部門を2つ報告した共同経営が10反未満層のものにごく少数あった。

3. 括弧内の数字は、1経営体平均の副部門数である。調査原票ではソサイ、果樹、花卉、茶、煙草、ラミー等々と作目ないし作物別に細かく報告されているが、本表ではこれらを「その他耕種」として一括した。したかつて副部門数は原票より少なくなっている。

業的多角化である。これらの農家は共同経営によって、家族労作的小農経営を止揚したものではかならずしもない<sup>(5)</sup>。つまり経済高度成長のもとで膨脹する家計費を従来の農業所得ではまかないえなくなった中間層農家が、農業所得のプラス・アルファを確保するために、共同経営のかたちで畜産や園芸などの成長農産物部門の「新作目、新技術」を追加的に導入して、経営組織を多角化・複雑化するのである。

がんらい中間層農家は、農業所得を増やすために、よろず屋式に経営組織を多角化、複雑化する傾向があるが、現在の共同経営も、このような傾向をもつ中間層農家を主要な構成メンバーとしているかぎり、多角化・複雑化の

一方式としての面が強く現われる。この点を実証するために、二つの統計をあけておこう。

第一五表は、農林省統計調査部が三六年八月現在で調査した内地全府県の全面共同のうち、田畑がほぼあい半ばしているもの五五経営体をとって、参加農家の平均耕地規模の大小において一経営体当り平均の部門数がどのように違うかを示したものである。これによると、中間層的な性格のいちばん強い一町と一町五反規模農家層からなる全面共同のばあいに、部門総数が二・五九といちばん多くなっている。各部門への分散度も、この層の共同経営でいちばんいちじるしい。つまり共同経営を経営組織の多角化・複雑化の一方式という面で採りあける傾向は、この農家層からなる全面共同のばあいに、いちばん顕著だと言えるのである。

つぎに第一六表は、内地全府県の酪農を主とする部門共同——共同酪農——一九八経営体を取り、設立のさいに乳牛の現物出資があったか、皆無だったかをかりに参加農家の酪農経験有無の指標にして、それぞれの乳牛頭数規模別および地帯別分布を示したものである。これを見ると、半数に近い九〇の共同酪農が、いちお酪農未経験とみなされる農家で構成されている。この傾向は、乳牛の飼育規模が小さい共同酪農ほどいちじるしい。地帯別にみると、田作地帯や山村地帯がそうであって、とくに田作地帯では共同酪農総数二九のうち二二までが、参加農家に酪農経験がまだなかったと推定されるのである。だが畜産の先進地である千葉県でもこう言っている。「畜産部門の協業経営が各地に成立するにつれ、きわめて技術上注意すべきことが起った。協業化を行なおうとする農家が、いままでまったく家畜を飼ったことがないか、あるいは飼ったとしても、そこから収益を期待していないものが多いということであつた。<sup>(6)</sup>」これらの共同経営は、従来あまり飼育経験のなかった畜産部門を共同の形で導入することによって、経営組織の多角化・複雑化をはかろうとしたものである。

第16表 参加農家の酪農経験有無別にみた酪農部門共同経営数

—乳牛頭数規模および地帯別—

| 農業共同<br>經營の<br>分析<br><br>(上) | 地 帯<br><br>規模・<br>經驗有無 |            | 山 村      | 農山村     | 農 村      |            | 都市近郊      | 計      |
|------------------------------|------------------------|------------|----------|---------|----------|------------|-----------|--------|
|                              |                        |            |          |         | 田 作      | 畑または<br>畑作 |           |        |
|                              | 0 頭                    | 經驗有<br>經驗無 | 0<br>3   | 1<br>2  | 0<br>1   | 0<br>1     | 0<br>1    | 1<br>8 |
| 1～9 頭                        | 經驗有<br>經驗無             | 3<br>6     | 9<br>13  | 1<br>7  | 5<br>2   | 2<br>4     | 22<br>33  |        |
| 10～19頭                       | 經驗有<br>經驗無             | 5<br>3     | 14<br>15 | 3<br>6  | 10<br>4  | 9<br>3     | 41<br>31  |        |
| 20～29頭                       | 經驗有<br>經驗無             | 2<br>2     | 5<br>2   | 2<br>6  | 11<br>2  | 7<br>1     | 27<br>13  |        |
| 30～49頭                       | 經驗有<br>經驗無             | 0<br>1     | 3<br>1   | 1<br>2  | 2<br>1   | 8<br>0     | 14<br>5   |        |
| 50～99頭                       | 經驗有<br>經驗無             | 0<br>0     | 0<br>0   | 0<br>0  | 1<br>0   | 2<br>0     | 3<br>0    |        |
| 計                            |                        | 10<br>15   | 32<br>33 | 7<br>22 | 29<br>10 | 28<br>9    | 108<br>90 |        |

備考 1. 農林省統計調査部が36年8月現在で調べた内地全府県の酪農を主とする部門共同経営 206 のうち 198 をとる。

2. 共同経営設立にさいして乳牛の現物出資が皆無だったはいに、いちとお参加農家が酪農経験なしと推定した。

3. 0 頭欄の数字は、また仔牛たけしかいない共同経営の数である。また、1～9 頭欄の計には漁村および島しょの経験有 2、経験無 1 を合算してある。

したがって次のような推論がなりたつのでないかと思う。現在の共同経営は、畜産に代表される成長農産物を主たる部門にして成立しているが、その経営内容は、たとえば従来からの有畜農家がその経営組織をいわゆる専業畜産として単純化・専門化しながら大規模飼育を実現しようとして、共同経営方式を採用した段階のものばかりではない。数のうえでは、それ以前の段階のものがむしろ多いようである。もちろんこの段階の共同経営も、その飼育規模はがいして現在の個人飼育の一般水準よりは大きいし、より高度な資本装備を導入している。また共同経営の

参加農家や指導者の主観では、まさに專業畜産と大規模飼育との実現が目標であるだろう。だがそうだとすると、それが現実の目標として客観化するのにはまだ将来のことであって、当面の段階では、経営組織の多角化・複雑化の方式として役だっている面のほうが強いと思われる。

以上を要約するならば現在の共同経営の経営内容は、たんにそのほとんどが建設期の状態にあるだけでなく、参加農家の性格にも制約されており、そのさいとくに、共同経営の正常なあり方とは逆な、経営組織の多角化・複雑化の方式たらしめられている。この二つの原因が重なりあって、共同経営の現状をひじょうに困難なものにしているのである。そこでこの困難をもうすこし経営内容に立ち入って検討するとしよう。

第一にあげられる点は、現在の共同経営で零細規模のものが多くことである。第一七表でみると、共同酪農としていちおお標準規模とみなされる三〇頭以上のものは、共同酪農総数一九三のうちで一七しかなく、九頭以下のものが六四、総数の $\frac{1}{3}$ に達している。なおすでに指摘した点だが、規模の小さな共同酪農ほど、参加農家が酪農未経験とみなされるものがひじょうに多くなっている。さらに注目しなければならないのは、参加農家一戸当り平均頭数規模である。個人酪農としての標準規模はすくなくとも六頭以上だろうと思うが、共同酪農でそれを超えるものは一八しかない。一・九頭以下の零細飼育が六〇、総数のやはり $\frac{1}{3}$ をしめている。したがって現在の共同経営の段階では、まだ大規模生産が形のうえでも実現されたとは言えないのである。

共同経営の困難は、第二にその生産性の低さとして現われている。この点については統計的に実証しえないが、たとえば沢村東平氏はこう言っている。「個別経営の二〇頭と最近始まったばかりの協業の二〇頭と比べると、個別経営では乳量が三〇石近く出せるが、共同経営では二〇石いっているものは少ない。その原因はなにかといえは、

第17表 成牛頭数規模別および参加農家1戸当り平均頭数規模別にみた酪農部門共同経営体数

| 成牛頭数規模 | 参加農家1戸当り平均頭数規模 |         |         |         |         |       |  | 計        |
|--------|----------------|---------|---------|---------|---------|-------|--|----------|
|        | ～1.9頭          | 2.0～3.9 | 4.0～5.9 | 6.0～7.9 | 8.0～9.9 | 10.0～ |  |          |
| 0頭     | 9              |         |         |         |         |       |  | 9 (8)    |
| 1～9    | 30             | 24      | 1       |         |         |       |  | 55 (33)  |
| 10～19  | 16             | 34      | 14      | 7       | 1       |       |  | 72 (31)  |
| 20～29  | 5              | 17      | 12      | 5       |         | 1     |  | 40 (13)  |
| 30～49  |                | 11      | 1       |         | 1       | 1     |  | 14 (5)   |
| 50～99  |                |         | 1       |         | 1       | 1     |  | 3        |
| 計      | 60             | 86      | 29      | 12      | 3       | 3     |  | 193 (90) |

備考 1. 農林省統計調査部が36年8月で調べた内地全府県の酪農を主とする部門共同経営 206 のうち 193 をとる。

2. 計の欄の括弧内数字は、乳牛の現物出資か皆無であり、その点でいちお参加農家か酪農未経験と推定されるもの。

個別経営で二〇頭というのは、一頭規模から七年ぐらいかかって現在の二〇頭規模になっている事例がかなり沢山あって、あふなけのないことをやっている。つまり、一頭ずつ性能の高い牛を増殖または購入して、飼料畑を漸次増大し、その間に牛飼いの技術を習得してきたものである。しかし共同経営は資金が一ぺんに入るから、大急ぎでかけまわって牛を買い集める。だから不妊牛がいたり、馬喰にだまされたりして、全体の乳牛の性能は非常に低い。しかも自給飼料の生産が追いつかず、多頭飼育の技術は皆目わかっていない。つまりゼロからいきなり二〇頭にいつて、乳量(7)がたつと落ちる。」なお付記するならば畜産でも園芸でも、その栽培飼育過程に経験と勘とにたよる技能的な部面がまだ広汎に残されている。工場生産化した養鶏でさえも、その産卵能率を左右する廢鶏淘汰のさいの鑑別はまだ多分にそうである。したがって経験のない農民がいきなり共同経営を始めてこういう部面に乗りだし

ても、その生産性が低いのは当然であらう。

共同経営の困難は、第三に設備投資の過大負担とこれにもとづく借入金元利償還の重圧である。第一八表は、昭和三五年末までに成立した共同酪農九三をとって、その成牛一頭当り設備投資額を成牛頭数規模別と参加農家の酪農経験有無別とでみたものである。まず総数の欄でみると、一頭当り設備投資額は、労働手段がまだ本格的に整備されていない一〜九頭規模ではそう大きくないが、一〇〜一九頭規模で最大になり、それ以上の規模になって減少に転ずる。おそらく一〇〜一九頭規模は、いちお標準的な労働手段を整備しなければならぬが、そうすると過剰投資になる中途半端な規模であり、これから完全に抜けでるには、やはり三〇頭以上の規模が必要だということであらう。だがこの表でもうひとつ注目しなければならない点は、同じ規模の共同酪農でも参加農家に酪農経験がないとみなされるものでは、一頭当り設備投資がはるかに大きいことである。このばあいには、牛舎や付属設備が上から指示されたとおりのモデル設計となり、工事も業者の請負で行なわれるからだと思う。その結果は、一頭の乳量がさきほど述べたように低いのに減価償却費の負担はかり嵩むことになる。しかもこの設備投資は、自己資金でまかなわれる部分がごく僅かで、残りは若干の助成金を除くとすべて借入金であるから―前掲第一〇表をみよう、その元利償還のかたちで共同酪農を圧迫する。

共同経営の困難は、第四に参加農家の個別経営との矛盾の激化として現われている。すでに述べたように現在の共同経営は、中間層農家が農業所得のプラス・アルファを取得するための、経営組織の多角化・複雑化の一方式として発足するから、従来の個別経営をそのままにして、これに部門共同のかたちで新たに畜産や園芸を接木することになる。その結果として、共同経営と個別経営との間ではなканすく労働の競合が激化する。もっともこの競合

第16表 成牛頭数規模別と参加農家の酪農経験有無別としてみた共同酪農  
の成牛1頭当り設備投資額

| 農業共同経営の分析<br>(1) | 設備投資        | 規 模 | 1～9頭     | 10～19頭   | 20～29頭   | 30頭～     |
|------------------|-------------|-----|----------|----------|----------|----------|
|                  |             |     |          |          |          |          |
| 共同経営             | 総 数         |     | 23       | 31       | 29       | 10       |
|                  | 酪農経験者よりなるもの |     | 6        | 15       | 21       | 6        |
|                  | 未経験者よりなるもの  |     | 17       | 16       | 8        | 4        |
|                  | 総 数         | 千円  | 203 (39) | 206 (40) | 182 (33) | 156 (32) |
|                  | 酪農経験者よりなるもの |     | 133 (53) | 152 (32) | 165 (29) | 151 (38) |
|                  | 未経験者よりなるもの  |     | 231 (33) | 243 (47) | 221 (43) | 171 (21) |

- 備考 1. 内地全府県の酪農を主とする部門共同経営で35年末までに成立したもの102のうち投資額不明のもの4, 1頭当り設備投資額50万円以上で過大とみられるもの5を除き, 残り93をとる。  
2. 酪農経験の有無の推定は, 第16表と同じ指標による。  
3. 括弧内の数字は, うち自己資金によるもの。

は共同経営の交替出役制ではんらい緩和されるはずなのだが、農繁期はやはり別である。家の基幹労力を共同経営のほうへ取られて、個別経営の労働は婦人へしわ寄せられたり、粗放化して生産減となることもある。このような競合は、畜産の部門共同よりは、季節的繁閑のひどい園芸の部門共同のはあいによりちるしい。

またこれと本質的に同じ困難は、参加農家の個別経営が解消してしまった全面共同のばあいにも起る。たとえば兵庫県和田山で三四年秋に成立した五和農園という全面共同——参加農家五戸、耕地五町七反——では、個別経営のときの経営組織をそのまま温存しながら、新たに乳牛一〇頭と煙草作の増反とをプラスしたが、技術や資本装備がこれに伴わないで各部門ともいちじるしい生産減となり、現金支出はかり嵩んで、三六年春には解散手続をとらざるをえなくなった。<sup>(8)</sup>

以上でもって建設過渡期における経営内容の分析を終りにするが、その締めくくりとして次のことを指摘して

おきたい。私はこの小論の冒頭で、生産力の面でみた共同経営の機能として(一)大規模生産の技術体系⇨農法を導入する前提としての、労働対象の規模拡大、(二)この技術体系⇨農法を効率的ならしめるための労働対象の質の標準化、(三)この技術体系⇨農法を確立するまでの過渡期、あるいは大規模でなくとも新作目、新技術を導入した過渡期における危険の分散をあけたが、現在の段階の共同経営は、どの機能の面でいちばん貢献することになるだろうか。いままで分析した経営内容から帰納すると、それは、不十分ながら(一)労働対象の規模拡大の機能を果たしているとともに、(二)過渡期における危険分散の機能の面できく貢献しているのではないかと思われる。共同経営が生産力の面でこうした機能を果たそうとするばあい、これにいちばん適応した生産関係は、前節で明らかにしたところの、小農範疇の拡大版としての組織形式である。なぜかといえば共同経営がこの組織形式を基調とするかきり、(一)労働対象の規模拡大に必要な資本や農地や労働力は、市場を通さずに割安に、短い期間のうちに集中することができ、(二)過渡期における危険の分散も、その小農的自己搾取の行動様式によってさきほど述べた建設過渡期の諸困難を耐えしのぶ形で、より円滑に受け容れられるからである。ただここで残された問題は、この組織形式実現の程度には限りがあり、とくに現在の農民の社会的性格がこの組織形式とは異質的なものへ移行していることであるが、この問題の検討は他の機会にゆずるとしよう。

ところで小農範疇の拡大版としての組織形式がこのように適応性を発揮するのは、共同経営が建設過渡期にあり、その経営内容がまだ確立していない段階においてである。だが半面、経営内容の確立はこの過渡期の諸困難を克服しながら現に進行しはじめており、その過程でいままでも適応していた組織形式との間に矛盾が発生している。次節ではその具体的な様相を分析することにする。

注(1)

農林省言及部が三十七年六月末現在で実施した協業経営の全国調査によると、共同経営解散の直接の原因で全般的にいはば多かったのは、「人の和が悪い」一一・四％と「生産物の価格の変動」一一・四％であり、次いで「技術が劣る」一〇・六％、「資金が少ない」八・八％となっている。部門ごとにもみると全面共同では「人の和が悪い」一五・九％、「資金が少ない」一一・四％、養豚の部門共同では「豚肉価格の変動」二一・六％、「技術が劣る」一四・九％の順である。農林省農政局監修『農業協業経営要覧―第二次―』四頁。

なお共同経営の設立が三十六年一―八月をピークにしてその後は累減した理由として、千葉県『農業協業化年次報告書 1964』は、(一)三十六年に新農村建設事業が終り、設立にさいしての財政的援助の基盤をうしなつた、(二)三十四年以降設立された先達協業体かならずしも充分な成果をあげなかつた、(三)あけているばあいでも、その内部には協業体の規模と参加者の所得期待の関係、個別経営と協業経営との労働配分の関係、資金くりの苦勞など、個別経営のときは予想されない難問題があることが明らかになつた、(四)三十六年末から三十七年にかけての豚価下落、(五)所得増大の途を協業経営設立に求めるよりは、工場への兼業就勞に求めるほうが安易とする傾向が強くなつた、(六)三十六年までのムード的な設立にたいして県や関係団体が引き締め方針をとつた等をあげている。

(2) 農林漁業金融公庫調査課『農業協業化と融資問題』七四頁。

(3) 自立経営研究会『自立経営と三範時の自立化』五―七頁。

(4) 栃木県農務部『農業協業化の類型別問題点と今後の方向―栃木県における農業協業経営の問題点を中心にして―』三五―六頁。

(5) 神奈川県農政部『神奈川県における共同経営の動向と展望』四三頁。

(6) 千葉県農林部『農業協業化の動き』続編二三六頁。

(7) 農政調査委員会『日本の農業―あすへの歩み―』二二輯一〇七頁。なお福岡県の東忠夫氏も、共同酪農の成績の良否は、構成員が共同化以前に酪農経験があつたか否か、あつたとすればその飼養規模と水準はとうたつたかに左右されると言う(東忠夫『酪農共同経営の問題と対策』『農業と園芸』三八巻七号)。

(8) 全国農業協同組合中央会『農業共同経営の実態―収益性と問題点―』一一九―一三三頁。

(9) この点にかんする私の考えを覚え書ふうにまとめるならば、こうである。小農範時の拡大版としての組織形式を裏打

ちするものとして、ゲマインシャフト関係と「禁欲的生活態度」(大塚久雄)とかこの過渡期では必要であるか、これを現段階の農民に期待するのは、多くのばあい無理な注文である。現段階の農民は、封建支配から解放されたばかりの資本主義創出期の小農とは違う。外形こそ小農であるが、内面では労賃、地代、利子の評価が作用している。その意味では、個別経営したいでもう小農範疇か実質的に存在せず、小農的自己搾取の主体性がなくなつたとさえ極言できる。しかも農民はいわゆる高度大衆消費を社会的に強制されている。このことによる家計費膨脹かしつは共同経営成立の一背景であつた。そういう農民に禁欲的生活態度を期待するのは困難である。またこのことと関連して、農村では同族や部落の古いゲマインシャフト関係はすでに崩れながら、これに代つて新しいものを形成するような動きはまた現われていない。

私は本文で、現在の共同経営が巧くいっていない第二次的な原因を二つ指摘しておいたが、しつは右の事情をもうひとつの原因として追加すべきであつた。(未完)